

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当り、そ
のときは、
翌日の翌日
に発行)

目次

◇告示 教育職員免許状の授与
米飯提供業者の登録
土地区画整理事業の施行の認可
道路の位置の指定

◇教委告示 有料道路三朝高原道路の料金の徴収の事務の委託
昭和四十二年鳥取県立倉吉農業高等学校入学者選抜実
施要項
昭和四十二年鳥取県立高等学校通信課程生徒募集要
項

告示

登録番号 登録年月日 氏名 名称 住所

米振第二〇〇号 昭四一、一一、七 河上 正信 シヤローム 大山 西伯郡大山町大山三六番地一五 住所に同じ。

鳥取県告示第六百六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四条の規定に基づき、
鳥取市城南団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二
項の規定により次のように告示する。

鳥取県告示第六百六十二号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五条第一項の規定
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八條第一
項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石 破 一 朗

免状の種類 番号 氏名 本籍地

鳥取県告示第六百六十三号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

営業所の所在地

昭和四十一年十二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称
鳥取市城南団地土地区画整理事業

- 2 市町村長は、当該市町村の農業後継者養成奨学資金付条例に規定する農業後継者養成奨学学生選考委員会の議を経て推せん者を決定する。
 - 3 市町村長は、推せん者を決定したときは、五の1の出願期間内に市町村長の推せん書を倉吉農業高等学校長（以下「高等学校長」という。）に提出しなければならない。
 - 4 市町村長の推せんできる者の数は、各市町村の農業の将来計画、入学希望者数等を勘案し、鳥取県教育委員会が市町村と協議して別に定める数の二倍以内を原則とする。
- 四 出願手続
- 1 入学志願者は、所定の入学志願書に必要な事項を記入のうえ、入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ（消印してはならない。）、出身中学校長に提出しなければならない。
 - 2 出身中学校長は、五の1の出願期間内に、出願に必要な所定の書類を高等学校長に提出しなければならない。
- 五 出願期間及び受付場所
- 1 出願期間
 - 持参する場合 昭和四十一年十二月十二日から昭和四十一年十二月二十二日十二時まで
 - 郵送する場合 昭和四十一年十二月二十日までの消印のあるものに限る。
 - 2 受付場所
 - 鳥取県立倉吉農業高等学校
- 六 学力検査及び面接

地区	期日	場所
東部地区	昭和四十二年一月十七日	鳥取県庁
中部地区	昭和四十二年一月二十日	倉吉農業高等学校
西部地区	昭和四十二年一月十八日	鳥取県西部総合事務所

- 1 学力検査及び健康診断
 - ア 入学志願者は、選抜のための学力検査及び健康診断を受けなければならない。
 - イ 学力検査の日時、場所及び時間割
 - 昭和四十二年一月七日倉吉農業高等学校において次の時間割によつて実施する。
 - 作文 十一時十分から十二時まで
 - ウ 健康診断
 - 学力検査の当日、健康診断及び機能検査を実施する。
 - 2 面接
 - 入学志願者は、次により選抜のための面接を受けなければならない。
- 七 入学者の選抜方法
- 高等学校長は、出身中学校長から提出された調査書、家庭貧窮状況調査書及び市町村長の推せんを受けた者については市町村長の推せん書並びに学力検査成績、健康診断、面接等を資料とし、市町村ごとの後継者の必要数を勘案して選抜を行なう。
- 1 期日 昭和四十二年一月二十四日十二時
 - 2 場所 鳥取県立倉吉農業高等学校
 - 3 出願手続
 - 入学志願者で、倉吉高等学校及び倉吉西高等学校の通学区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校の通学区域以西の居住者は米子東高等学校に、次の書類に入学料五十円を添えて提出しなければならない。
 - 4 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証する書類
 - 5 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほかにその高等学校長の発行する修得単位証明書
 - 6 高等学校定時制課程に在籍している者は、1の書類及びその高等学校長の発行する修得単位証明書及び通信教育受講許可書
 - 7 出願期間及び受付場所
 - 1 昭和四十二年三月六日（月）から三月三十一日（金）までとし、毎日九時から十七時までとする。ただし、土曜日は十二時までとする。
 - 2 受付場所は各募集高等学校とする。
 - 8 入学選抜の方法
 - 1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各募集高等学校において出願書類を審査して入学許可者を決定する。
 - 2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。
- 六 注意事項

- 3 合格者は、合格を辞退した場合を除き、他の県立高等学校を志願することはできない。
 - 九 その他
 - 1 一度受理した入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。
 - 2 入学志願書及び調査書の用紙等は、東部地区にあつては教職員課で、中、西部地区にあつては、それぞれ中、西部教育事務所で受け取ることに。
 - 3 この要項に定めるもののほか、入学者の選抜実施について必要な事項は、昭和四十二年鳥取県立高等学校通信制課程の生徒を次の要項により募集する。
- 鳥取県教育委員会告示第三十三号
- 昭和四十一年十二月二日
- 鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一
- 昭和四十二年鳥取県立高等学校通信制課程生徒募集要項
- 一 募集学校及び募集生徒数
- | 高等学校名 | 所在地 | 募集生徒数 |
|---------|--------------|-------|
| 鳥取西高等学校 | 鳥取市東町一丁目一二番地 | 約一〇〇人 |
| 米子東高等学校 | 米子市勝田町三〇七番地 | 約一〇〇人 |
- 二 出願資格
- 1 中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者（昭和四十二年三月卒業見込みの者を含む。）

- 2 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条各号の一に該当する者
 - 3 高等学校の定時制課程に在籍している者
 - 4 出願手続
 - 入学志願者で、倉吉高等学校及び倉吉西高等学校の通学区域以東の居住者は鳥取西高等学校に、由良育英高等学校の通学区域以西の居住者は米子東高等学校に、次の書類に入学料五十円を添えて提出しなければならない。
 - 5 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書又は学力を証する書類
 - 6 高等学校を中途退学した者は、1及び2の書類のほかにその高等学校長の発行する修得単位証明書
 - 7 高等学校定時制課程に在籍している者は、1の書類及びその高等学校長の発行する修得単位証明書及び通信教育受講許可書
 - 8 出願期間及び受付場所
 - 1 昭和四十二年三月六日（月）から三月三十一日（金）までとし、毎日九時から十七時までとする。ただし、土曜日は十二時までとする。
 - 2 受付場所は各募集高等学校とする。
 - 9 入学選抜の方法
 - 1 入学志願者が募集定員をこえた場合は、各募集高等学校において出願書類を審査して入学許可者を決定する。
 - 2 入学許可者に対しては、直接各募集高等学校から通知する。
- 六 注意事項

1 提出された書類及び入学料は返さない。
2 募集及び出願に関する質疑事項は、志望高等学校に問い合わせること。

3 郵送の場合において返信を必要とするものは、十五円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

七 参考事項

1 通信制課程の教育方法は次のとおりである。

(一) レポート(報告課題)

担当の教員が出題したレポートに解答を記入して提出し添削、採点をうける。

(二) スクーリング(面接指導)

学校に登校して直接授業を受けることであり、毎月二回(日曜日を含む)を行なう。

三 試験

中間試験及び終末試験を行なう。

四 卒業資格を得るには、(一)及び(二)により必修科目を含む八十五単位以上を修得するとともに、学校が定める五十時間以上の特別教育活動に出席しなければならない。

2 通信制課程で履習できる科目は、次のとおりである。

- (1) 現代国語 (2) 古典乙 I (3) 古典乙 II (4) 倫理・社会 (5) 政治・経済 (6) 日本史 (7) 世界史 B (8) 地理 B (9) 数学 I (10) 数学 I A (11) 数学 II (12) 生物 (13) 化学 A (14) 物理 A (15) 地学 (16) 体育 (17) 保健 (18) 音楽 I (19) 音楽 II (20) 美術 I (21) 美術 II (22) 書道 I (23) 書道 II (24) 英語 (25) 英語 A (26) 家庭一般 (27) 被服 (28) 食物 (29) 保育 (30) 家庭経営

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

取

県

(定価一部一冊月三百円(送料を含む))

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

◇告

示 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収等の事務の委託
土地改良事業の認可

◇正

昭和三十九年鳥取県工業統計調査要綱
昭和三十九年八月鳥取県告示第四百二十一号中訂正
昭和三十九年八月鳥取県告示第四百二十三号中訂正

告

示

鳥取県告示第六百六十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石

破

二

朗

- (31) 児童心理 (32) 農業一般 (33) 農業経営 (34) 商業一般 (35) 商業簿記 (36) 計算実務 (37) 統計調査

診療所の名称 所在地
松本歯科医院 東伯郡三朝町今泉六五七
法第三十七条第五項の規定による申出の受理の年月日
出の都道府県名
全都道府県 昭和四十一年十月一日

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、胃ガン集団検診車で実施する集団検診に係る検診料金の徴収及び収納の事務を、鳥取県対ガン協会会長三浦百重に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石

破

二

朗

鳥取県告示第六百七十一号

昭和四十一年十一月一日付けで気高郡青谷町から申請のあつた土地改良(農道)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月六日

鳥取県知事

石

破

二

朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年十二月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 青谷町役場
- 四 異議の申出